

久留米市自転車通行環境整備ガイドライン

くるチャリ みちしるべ

平成 29 年 3 月

久留米市

1. はじめに

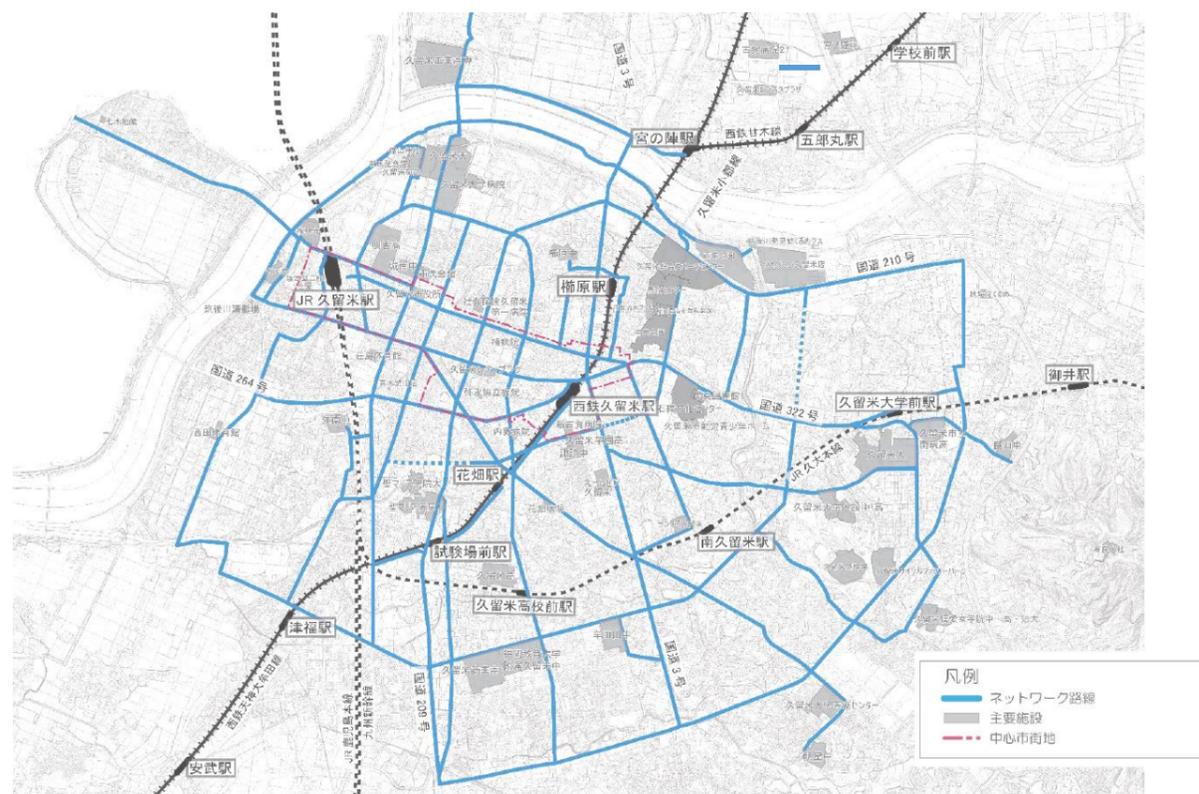
久留米市自転車通行環境整備ガイドライン（以下、「本ガイドライン」という）は、平成27年11月に策定した久留米市自転車利用促進計画において示した、自転車通行環境の整備を進めるにあたり必要となる整備の考え方や基準等の主な技術指針を整理したものです。

本ガイドラインに示されていない内容の整備手法については、今後必要に応じて検討を行い、定期的に本ガイドラインの見直しを図ります。

なお、本ガイドラインで示した指針については、久留米市における基本的な内容であり、個別事業において道路環境の諸条件や関係者との協議の中で指針の内容に則った整備が困難な場合等において、例外を認めないものではありません。

2. 対象範囲

本ガイドラインは、久留米市自転車利用促進計画にあるように久留米市全域を対象範囲とし、特に自転車ネットワーク路線において自転車通行空間の整備に取り組みます。なお、自転車ネットワーク路線以外の道路においても、自転車通行空間を整備可能な区間では必要に応じて整備を推進します。



（整備区間の考え方）

次の点を考慮して整備区間を検討し、整備を推進します。

- ① 安全な通行環境の確保：自動車交通量及び自転車関連事故の発生状況
- ② 円滑性・利便性の確保：主要な自転車通行区間及び既存の自転車通行空間との連続性
- ③ 早期の実現可能性：政策的に取り組む道路整備区間

3. 本ガイドラインにおける自転車通行空間の整備形態

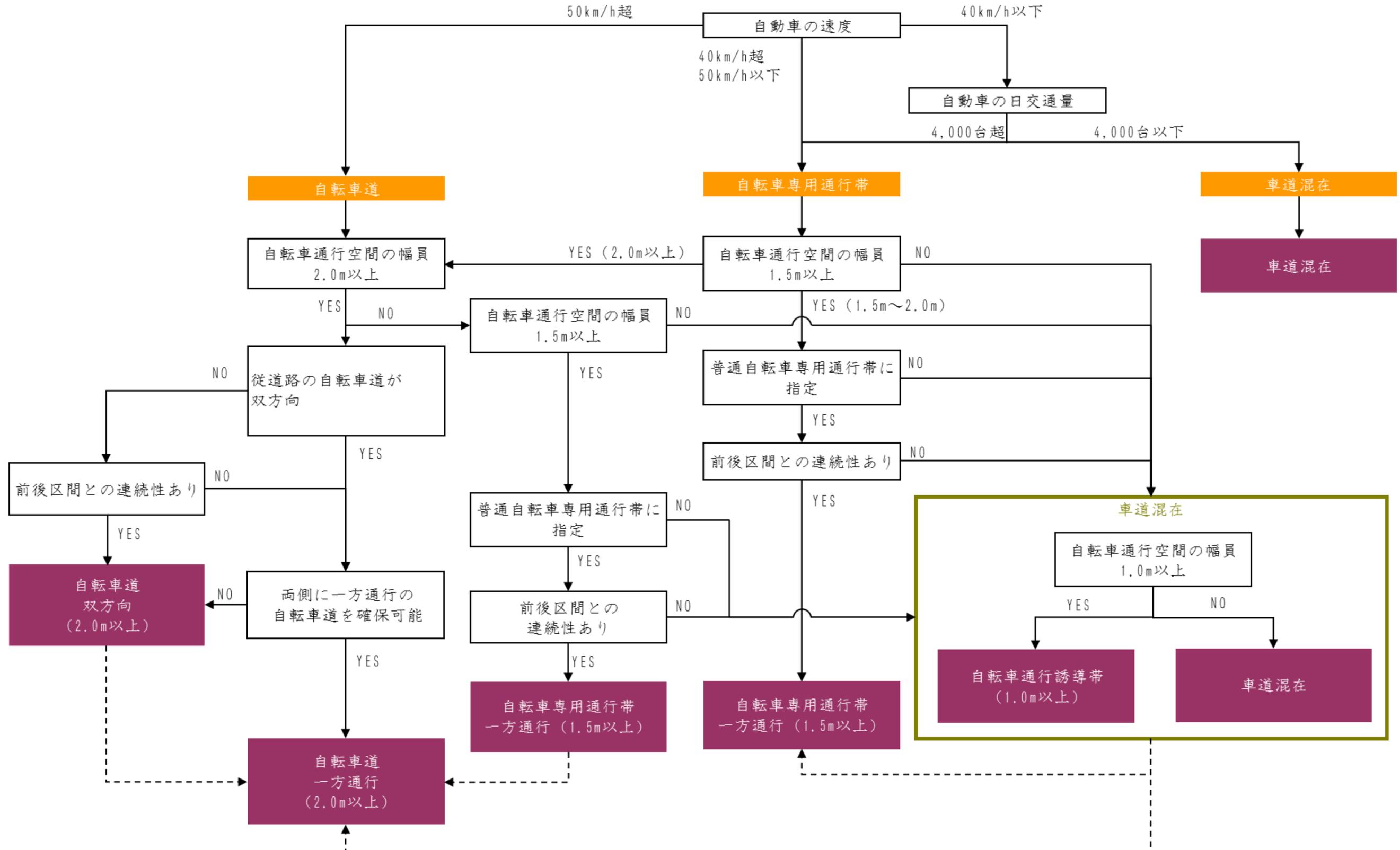
歩行者の安全性を重視するという考え方のもと、自転車は車道の左側通行を原則とし、歩行者と自転車を分離した形態で整備します。道路交通環境等により整備形態は異なります。

自転車道		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 車道の左端部に自転車専用の空間を設置します。 ○ 自転車の通行位置を確保するため、物理的な工作物等を設置します。 		
自転車専用通行帯		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 車道の左端部に自転車専用の空間を設置します。 ○ 自転車の認知性向上、自動車の通行等を抑制するために視覚的に分離します。 		
自転車通行誘導帯		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 車道の左端部に自転車の通行位置を明示します。（一定の路肩幅員があるため、白線で分離） ○ 自転車の通行位置や方向の認知性を高めるため、着色及び路面表示の設置等を行います。 		
車道混在		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 車道の左端に自転車の通行位置を明示します。 ○ 自転車の通行位置や方向の認知性を高めるため、着色及び路面表示の設置等を行います。 		
自転車歩行者道*		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 歩道の車道寄りに自転車の通行位置を明示します。 ○ 自転車の通行位置の認知性を高めるため、着色及び路面表示の設置等を行います。 		

※歩行者の安全性及び自転車の円滑な通行を確保するため、自転車ネットワーク路線では、新たに自転車歩行者道のみの設置は行わないことを基本とします。

ただし、特に中心市街地及びその周辺においては、自転車利用者の円滑性や利便性を考慮して、前後区間との連続性を踏まえて自転車歩行者道の必要性を判断し、他の整備形態と併用して整備します。

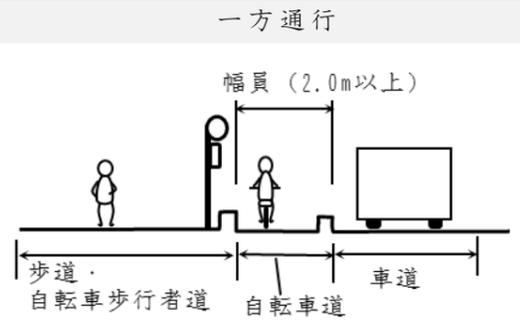
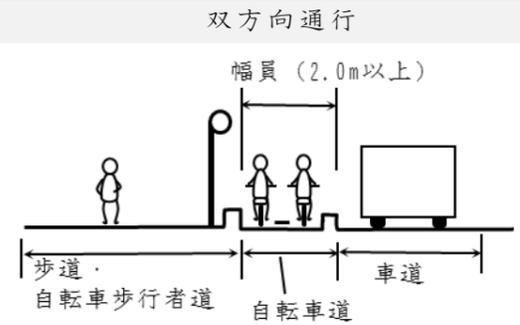
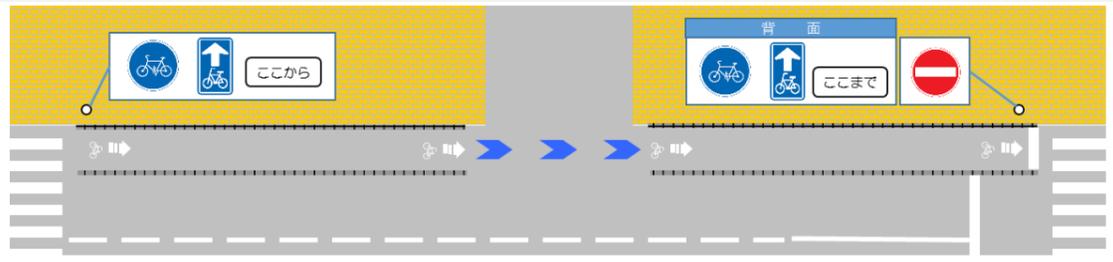
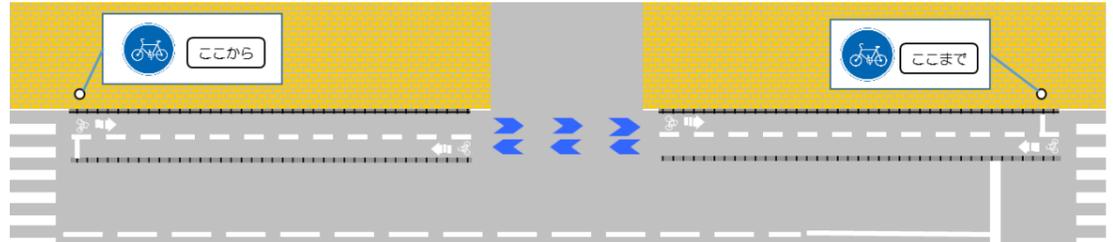
4. 整備形態の選定



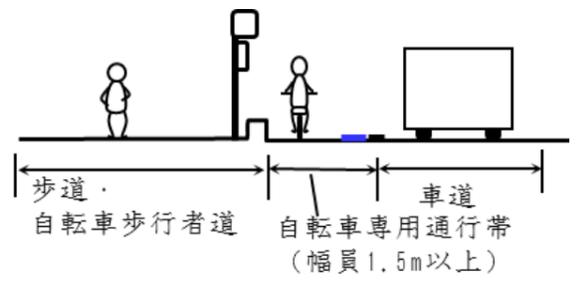
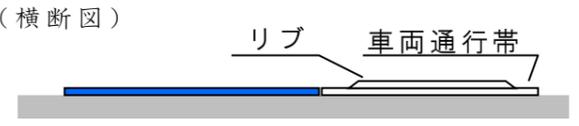
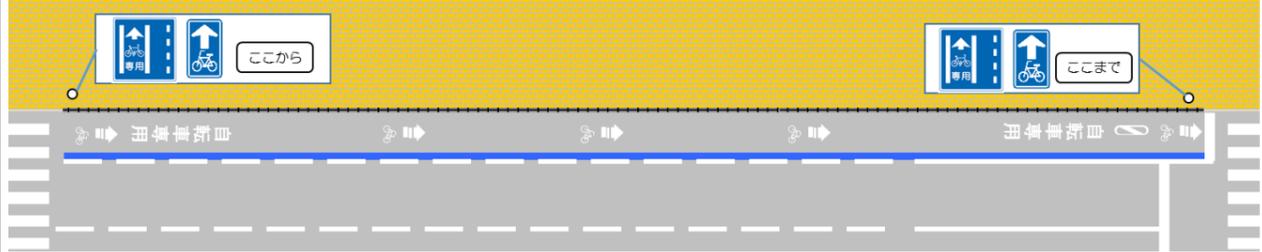
※図中の点線は、自転車通行空間整備完了後に「交通状況の大幅な変化が生じた場合」や「その他見直しが必要と考えられる場合」において、交通状況、事故発生状況、道路環境、土地利用、地域住民の意見等を勘案し、再検討を行います。

5. 整備形態別整備方針

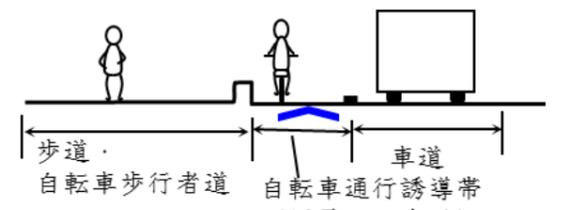
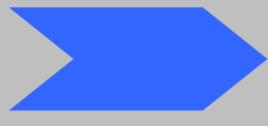
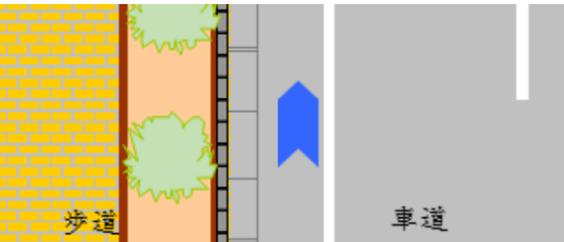
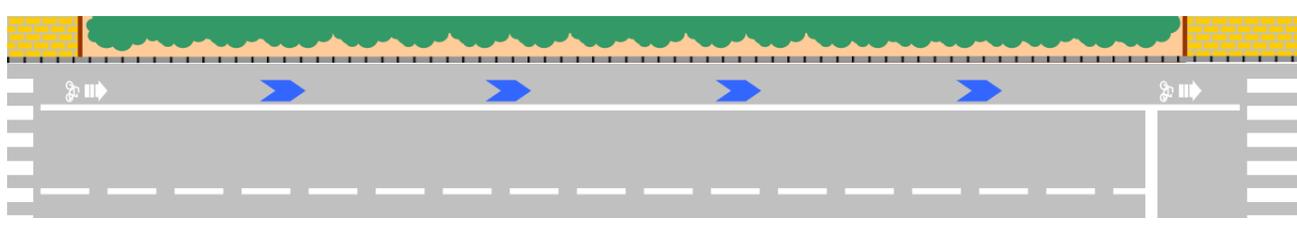
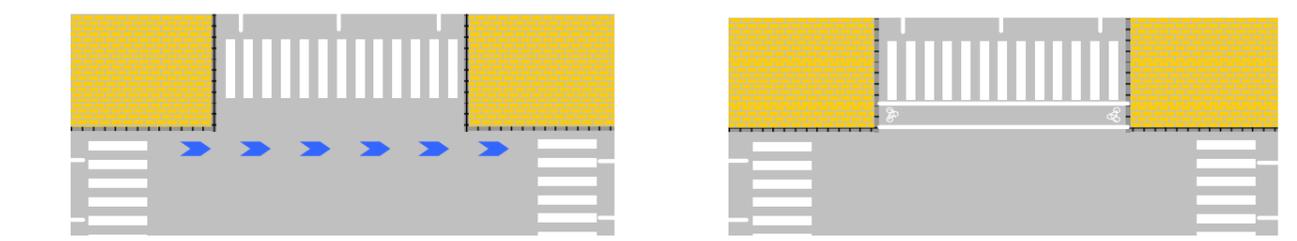
5-1 自転車道

A-1. 路面表示		A-2. 標識		
 区間端部に設置		自転車専用 	自転車一方通行 	車両進入禁止 
B. 道路横断面				
一方通行  幅員 (2.0m以上) 歩道・自転車歩行者道 自転車道 車道 車道と自転車道を工作物で分離します。		双方向通行  幅員 (2.0m以上) 歩道・自転車歩行者道 自転車道 車道 車道と自転車通行空間を工作物で分離します。		
C. 平面での設置位置				
<ul style="list-style-type: none"> ・ A-1 の路面表示 (法定外表示) を交差点部及び細街路との交差部に設置します。 ・ 自転車道区間の始点に道路表示 (「自転車専用」「一方通行」)、終点に道路標識 (「車両進入禁止」) を設置し、停止線を設置します。 ・ 交差点及び交差部は矢羽根を設置します。 ・ 自転車道の中央に破線を設置します。 ※双方向通行の場合 				
一方通行 				
双方向通行 				

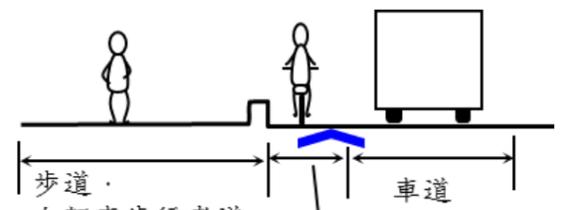
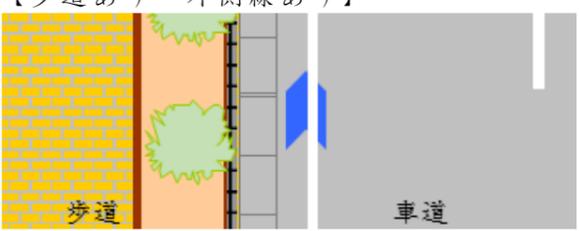
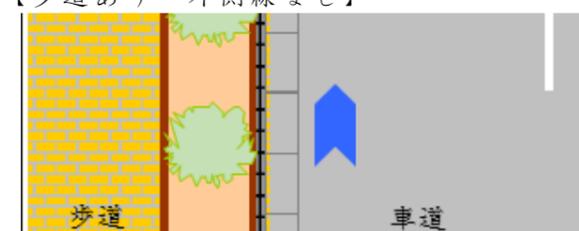
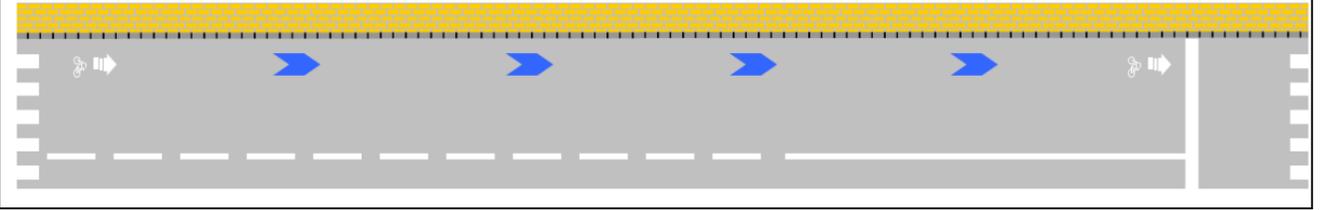
5-2 自転車専用通行帯

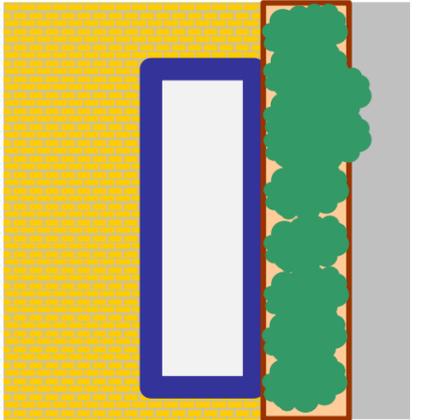
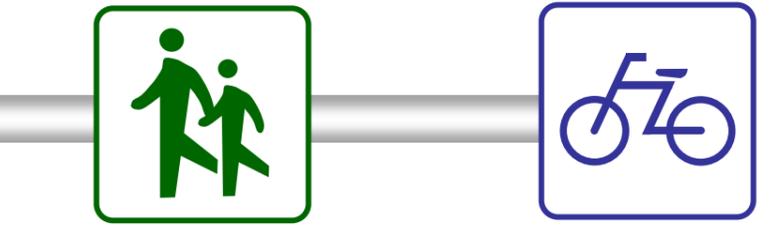
A-1. 路面表示		A-3. 標識	
 区間端部を含め、一定の間隔で設置		普通自転車専用通行帯 	自転車一方通行 
A-2. 道路標識		B. 道路横断面	
専用通行帯 	終わり 	 歩道・自転車歩行者道 自転車専用通行帯 (幅員1.5m以上) 車道 ・ 車道と自転車通行空間を視覚的に分離します。 ・ 自転車専用通行帯内の外側線に隣接する位置に青線等を設置します。	
車両通行帯 (平面図) 		(横断面図)  リブ 車両通行帯 ※リップ式の高視認性区画線を標準とします。	
C. 平面での設置位置			
<ul style="list-style-type: none"> ・ 車道と自転車専用通行帯の境界に道路標識 (車両通行帯) を設置します。※リップ式を標準 ・ 道路標識 (車両通行帯) の内側に青色の実線を設置します。 ※広幅員の区間は全面塗布も可能 ・ A-1 の路面表示 (法定外表示) を交差点部及び細街路との交差部に設置します。 ・ 区間の始点及び終点に道路標識 (「専用通行帯」「一方通行」) を設置します。 ・ 交差点及び交差部は矢羽根を設置します。 ・ 自転車の停止線は車道の停止線より前方に設置します。 			
			

5-3 自転車通行誘導帯

A-1. 路面表示	B. 道路横断面
 <p>区間端部に設置</p>	 <p>歩道・自転車歩行者道 自転車通行誘導帯 (幅員1.5m未満) 車道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車道と自転車通行空間を視覚的に分離 ・自転車通行空間に矢羽根を設置
<p>【標準】  【視認性が低い場合】 </p> <p>矢羽根は全面が青色のものを標準としますが、夜間時等に視認性が低い区間は右先端部に白線がある矢羽根を設置します。</p>	 <p>歩道 車道</p> <p>※幅員によっては、外側線の下に矢羽根を重複して設置します。</p>
C. 平面での設置位置	
<ul style="list-style-type: none"> ・矢羽根を一定の間隔で表示します。 ・自転車横断帯が設置されていない交差点内は矢羽根を密に設置します。 ・自転車横断帯が設置されている交差点内は矢羽根を設置しません。 ・細街路との交差部は少なくとも一つは矢羽根を設置します。 	
<p>単路部</p> 	
<p>交差点部</p>  <p>■自転車横断帯無し ■自転車横断帯有り</p>	

5-4 車道混在

A-1. 路面表示	B. 道路横断面
 <p>区間端部に設置</p>	 <p>歩道・自転車歩行者道 車道混在 (幅員1.0m未満) 車道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車通行空間を視覚的に明示します。 ・車道の左側の端部に矢羽根を設置します。
<p>【標準】  【視認性が低い場合】 </p>	<p>矢羽根は全面が青色のものを標準としますが、夜間時等に視認性が低い区間は右先端部に白線がある矢羽根を設置します。</p> <p>※幅員によっては、外側線の下に矢羽根を重複して設置します。</p>
<p>【歩道あり・外側線あり】</p> 	<p>【歩道あり・外側線なし】</p> 
<p>【歩道なし・外側線あり】</p> 	<p>【歩道なし・外側線なし】</p> 
C. 平面での設置位置	
<ul style="list-style-type: none"> ・矢羽根を一定の間隔で表示します。 ・自転車横断帯が設置されていない交差点内は矢羽根を密に設置します。 ・自転車横断帯が設置されている交差点内は矢羽根を設置しません。 ・細路街との交差部は少なくとも一つは矢羽根を設置します。 	
	

<p>ア) 通行位置の明示</p>	<p>イ) 歩行者への注意喚起</p>	<p>ウ) 横断歩道での注意喚起</p>
<p>自転車が通行する位置（歩道の車道寄り）の目安を明示し、視覚的に歩行空間と分離するために設置します。</p>	<p>自転車通行位置を示し、また、自転車通行空間上での歩行者との交錯への注意を促すために設置します。</p>	<p>横断歩道等で歩行者が滞留する場所での歩行者との交錯への注意を促すために設置します。</p>
	 <p>※マークは JIS 規格を使用</p>	 <p>※マークは JIS 規格の組合せ</p>
<p>交差点部、バス停部等を除き、歩道の車道寄りに設置します。</p>	<p>区間端部に路面表示を設置します。</p>	<p>横断歩道付近に路面表示を設置します。</p>
<p>エ) バス停での注意喚起</p>		<p>オ) 歩行者・自転車通行位置</p>
<p>自転車通行空間を横断するバス停利用者との交錯への注意を促すために設置します。</p>		<p>歩行者と自転車の通行位置を示すために設置します。表示板の高さと位置は歩行者や自転車利用者からの見え方に配慮します。</p>
 <p>※マークは JIS 規格を使用</p>		
<p>バス停留所付近に路面表示を設置します。</p>		<p>信号交差点の前後で視距が取れる位置に表示板を設置します。</p>